

質疑応答

パテント Vol.73 No.12 P60

「新型コロナワクチンと特許制限－強制実施権に関連して－」についての読者からの質問と執筆者の回答

(質問者)：株式会社 安川電機 技術開発本部 知的財産担当技師長
一般社団法人 福岡県発明協会 会長 石橋 一郎

【質問内容】

雑誌「Patent」2020年11月号の西口博之氏の論文「新型コロナワクチンと特許制限」を拝見致しました。興味深い内容で、勉強になりました。

ただ、TRIPS協定の第31条に関する記述の中で、2017年に改定され追加された「第31条の2」の内容が今回のテーマに直接関係するのに、その話が出てこないのが、西口様は、その改定をひょっとして把握されていないのではないかと思った次第です。

(執筆者)：元大阪大学大学院経済学研究科講師 西口 博之

【回答】

石橋様ご指摘通り第31条の改正について直接触れてはませんが、もともとエイズなど後進国救済のための特許権の制限についての救済策の例として第30条並びに第31条を説明しましたが、その後はそれ以外の方法で後進国への対処が進んでいることを説明しております。改正法第31条の2は2007年に決まり発効が2017年だったので紙面の都合もあり敢えて詳細を説明していません。

また、石橋様のご意見では第31条の2は、弊稿の「テーマに直接関係する」とのことですが、私の考え方は前回エイズの場合と同じ方法で被害国を救済出来ると言うものではなく、第31条の2と同じ考え方によらない方法の検討が必要と考えています。

エイズの際はアフリカなど後進国が被害者で中進国（インド並びにブラジル）が後発薬の供給国で特許権者は先進国であるというパターンで第31条の2の好例でしたが、今回は最大の被害国と特許権保有国が先進国（欧米）で、ワクチン配分の実態など後進国（本稿執筆時の本年6月当初との比較において）は今のところ同じ対応が妥当だとは思えません。

具体的には、弊稿の要約並びに本文後半に説明をしていますが医薬品特許プール（Medicines Patent Pool :MPP）に基づく様なアプローチが好ましいものと考えています。

本アプローチは、その後も話題になっている供給能力に限度がある有効性の高い欧米先進国によるワクチンの獲得合戦のごとき様相を示している現状よりして、有効なワクチンの後進国をも含めて公平な配分を実現するために、WHOの推進するCOVAX（コバックス）への全世界的な協調、またはG20による政治的な関与などコロナ禍撲滅のための施策が望まれるのではないかと考えています。